

クレーン等の設置及び取扱に関する関係法規一覧表

種類別 項目	クレーン		移動式クレーン		エレベーター		建設用リフト		参考事項
	吊上荷重		吊上荷重		積載荷重		ガイドレール高さ		
	3 t以上	3 t未満	3 t以上	3 t未満	1 t以上	1 t未満	18m以上	10m以上 18m未満	
設置届	第5条				第140条		第174条		クレーン設置届（様式第2号）、エレベータ設置届（様式第26号）、建設用リフト設置届（様式第30号）を所轄労働基準監督署長に提出。
設置報告書		第11条	第61条 移動式クレーン明細書と移動式クレーン検査証を提出			第145条			クレーン設置報告書、移動式クレーン設置報告書（様式第9号）、エレベータ設置報告書を所轄労働基準監督署長に提出。
落成検査	第6条				第141条		第175条		クレーン落成検査申請書、エレベータ落成検査申請書、建設用リフト落成検査申請書（様式第4号）を所轄労働基準監督署長に提出。
変更届	クレーンガード、ジブ、原動機、ブレーキ等変更の時 第44条		ジブ、原動機、ブレーキ等変更の時 第85条		搬器、原動機、ブレーキ等変更の時 第163条		ガイドレール、搬器、原動機等変更の時 第197条		クレーン、移動式クレーン、エレベータ、建設用リフト変更届（様式第12号）を所轄労働基準監督署長に提出。
変更検査	第45条		第86条		第164条		第198条		クレーン、移動式クレーン、エレベータ、建設用リフト変更検査申請書（様式第13号）を所轄労働基準監督署長に提出。
検査証交付	第9条		第59条		第143条		第177条		
検査証返還	第52条		第93条		第171条		第201条		クレーン、エレベータ、建設用リフト検査証再交付書換申請書（様式第8号）は所轄労働基準監督署長に提出。移動式クレーン検査証再交付書換申請書（様式第22号）を都道府県労働基準局長に提出。
特例報告書	第23条								定格荷重制限を越える際、あらかじめクレーン特例報告書（様式第10号）を所轄労働基準監督署長に提出 （過負荷の制限）
組立解体等の作業指揮者の選任	第33条 クレーンの組立解体				第153条 屋外に設置のエレベータ		第191条 建設用リフトの組立解体		
点検	定期 年1回	第34条		第76条	第154条				3年間保存が必要
	自主検査 月1回	第35条		第77条	第155条		第192条		クレーン38条 リフト 195条 移 79条 エレベーター157条
	作業開始前の点検	第36条		第78条			第193条		
	暴風、地震後の点検	第37条				第156条		第194条	瞬間風速30m/secをこえる風のあとや、震度4以上の震度の地震のあと点検のこと。
適用除外 （第2条）	吊り上げ荷重0.5 t 未満		吊り上げ荷重0.5 t 未満		積載荷重0.25 t 未満		積載荷重0.25t以上でガイドレールの高さが10m未満のもの		